

令和 6 年度名古屋市教育委員会第47号議案

名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

見晴台考古資料館においては、再任用短時間勤務職員が館長の職にありますが、令和 7 年度より、館長のほかに、新たに再任用短時間勤務職員を配置するため、当該職員の勤務時間の特例等について、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 7 年 3 月 24 日提出 総務部総務課)



名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市見晴台考古資料館処務規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2 館長の項中「館長」を「全職員」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。